

選挙管理委員会議案

(令和元年第9回)

上 三 川 町

会 議 次 第

令和元年 7 月 3 日 午前 9 時

上三川町役場 4 階 選挙管理委員会室

1 開会

2 挨拶

3 議事

議案第 1 号 選挙人名簿の登録について

議案第 2 号 選挙人名簿の抹消について

議案第 3 号 選挙権を有する者の 50 分の 1、6 分の 1 及び 3 分の 1 の数について

議案第 4 号 選挙人名簿の抹消予定について

議案第 5 号 参議院栃木県選出議員選挙における投票所の投票立会人について

議案第 6 号 参議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票立会人について

議案第 7 号 在外選挙人名簿の登録について

議案第 8 号 在外選挙人名簿の抹消について

4 その他

5 閉会

議案第 1 号

選挙人名簿の登録について

別冊名簿に記載された者を令和元年 7 月 3 日選挙人名簿に登録するものとする。

令和元年 7 月 3 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

選挙人名簿 別冊

参考

選挙人名簿登録者数

(単位：人)

投票区	前回登録者数(R1. 6. 3)			今回登録者数(R1. 7. 3)			増 減		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第1投票区	1,185	1,213	2,398	1,185	1,213	2,398	0	0	0
第2投票区	1,901	1,890	3,791	1,913	1,893	3,806	12	3	15
第3投票区	725	700	1,425	724	700	1,424	△1	0	△1
第4投票区	945	985	1,930	955	994	1,949	10	9	19
第5投票区	2,178	1,791	3,969	2,274	1,798	4,072	96	7	103
第6投票区	1,420	1,425	2,845	1,421	1,433	2,854	1	8	9
第7投票区	1,399	1,399	2,798	1,409	1,409	2,818	10	10	20
第8投票区	1,759	1,725	3,484	1,768	1,731	3,499	9	6	15
第9投票区	1,506	1,452	2,958	1,519	1,480	2,999	13	28	41
合 計	13,018	12,580	25,598	13,168	12,651	25,819	150	71	221

議案第 2 号

選挙人名簿の抹消について

次の者は、死亡したこと又は日本の国籍を失ったこと、本町の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったこと及び登録の際に登録されるべきでなかったことのいずれかに該当したので、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 28 条の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

令和元年 7 月 3 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

死亡者の数	男：	9 人	女：	6 人	計：	15 人
転出者の数	男：	43 人	女：	33 人	計：	76 人
職権消除の数	男：	0 人	女：	0 人	計：	0 人

議案第3号

選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数について

令和元年7月3日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第11項並びに第5条第1項及び第15項の規定による選挙権を有する者の50分の1、6分の1及び3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和元年7月3日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

記

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数

517人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の6分の1の数

4,304人

町の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

8,607人

議案第 4 号

選挙人名簿の抹消予定について

次の者は、本町の区域内に住所を有しなくなった日後 4 箇月を経過するに至ったときに、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 28 条の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

令和元年 7 月 3 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

抹消予定の数 男： 45 人 女： 30 人

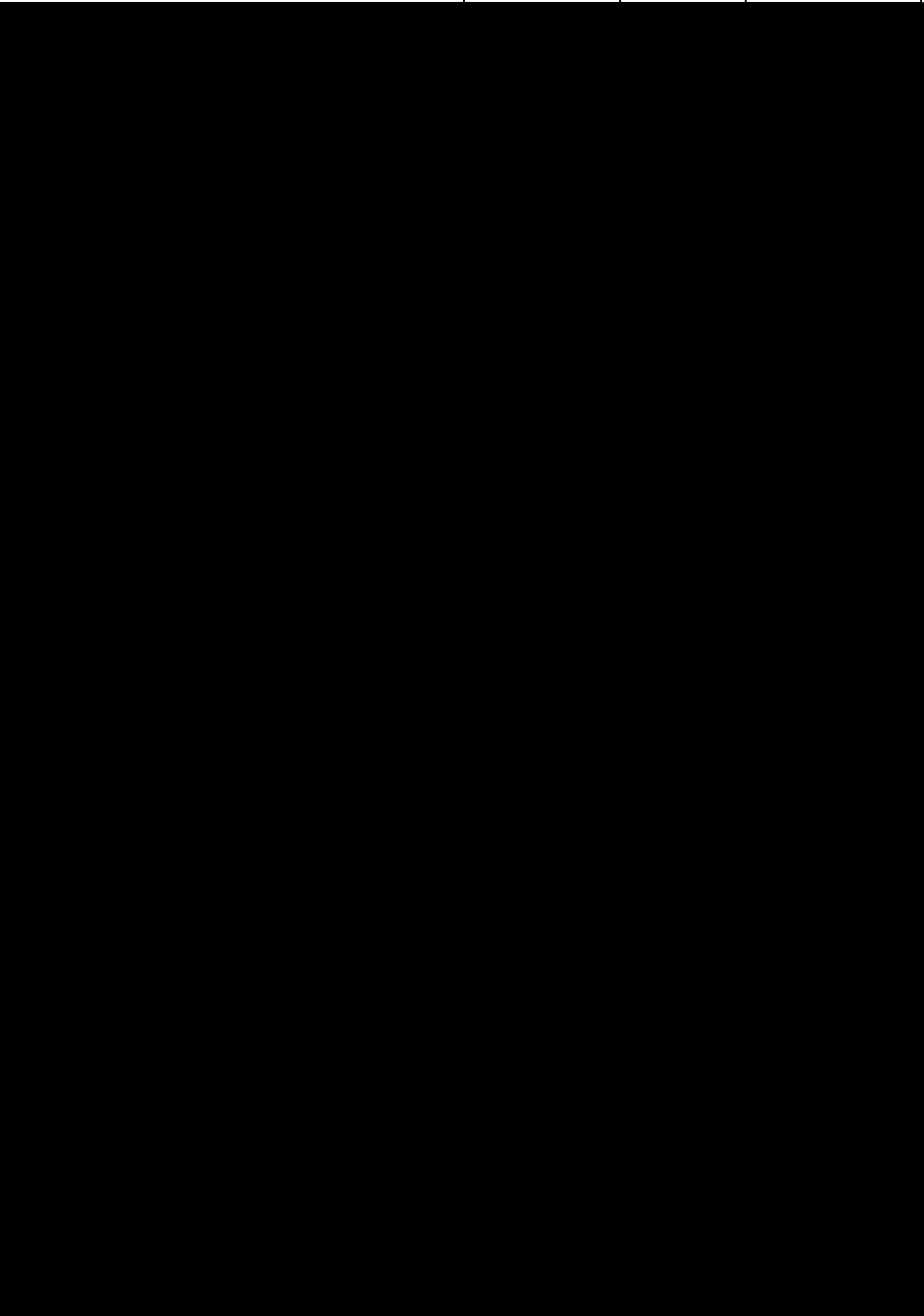
議案第 5 号

参議院栃木県選出議員選挙における投票所の投票立会人について

令和元年 7 月 2 1 日執行の参議院栃木県選出議員選挙について、各投票区の投票立会人を次のとおり選任するものとする。

令和年 7 月 3 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

投票区	選任月日	住所	生年月日	党派	氏名
第 1 投票区	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
第 2 投票区	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
第 3 投票区	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
第 4 投票区	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
第 5 投票区	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
第 6 投票区	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
第 7 投票区	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
第 8 投票区	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
第 9 投票区	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
	7 月 3 日				
	7 月 3 日				

議案第6号

参議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票立会人について

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙について、各投票区の投票立会人を次のとおり選任するものとする。

令和元年7月3日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

投票区	選任月日	住所	生年月日	党派	氏名
第1投票区	7月3日	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
	7月3日				
	7月3日				
	7月3日				
第2投票区	7月3日				
	7月3日				
	7月3日				
	7月3日				
第3投票区	7月3日				
	7月3日				
	7月3日				
第4投票区	7月3日				
	7月3日				
	7月3日				
	7月3日				
第5投票区	7月3日				
	7月3日				
	7月3日				
第6投票区	7月3日				
	7月3日				
	7月3日				
第7投票区	7月3日				
	7月3日				
	7月3日				
	7月3日				
第8投票区	7月3日				
	7月3日				
	7月3日				
	7月3日				
第9投票区	7月3日				
	7月3日				
	7月3日				
	7月3日				

議案第 7 号

在外選挙人名簿の登録について

次の者を令和元年 7 月 3 日在外選挙人名簿に登録するものとする。

令和元年 7 月 3 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

最終住所又は申請時における本籍	経由領事官の 名 称	氏 名	生年月日	性別	備考
[Redacted content]					

議案第 8 号

在外選挙人名簿の抹消について

次の者は死亡又は国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 箇月を経過するに至ったことから、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 11 の規定により選挙人名簿から抹消するものとする。

令和元年 7 月 3 日提出

上三川町選挙管理委員会委員長 森野利男

最終住所又は申請時における本籍	経由領事官の 名 称	氏 名	生年月日	性別	備考
[Redacted Content]					